

「こども基本法制」で何が変わるか？ ローカルの視点から考える —私たち市民はこども基本法制の実現をどう評価し、どうかかわっていくのか—

国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所
公益社団法人子ども情報研究センター

本研究会は「子ども支援」をテーマに 2005 年から始まり、毎年 2 回開催してきました。

この 17 年、本研究会は一貫して、子ども支援のために何が必要か、何ができるのか——そのアプローチを明らかにすることを目的に取り組んできました。

昨年度は、7 月に子ども基本法とは何か？ ローカルの視点から問う——との問題意識から、荒牧重人さんの基調講演を受けて議論してきました。これをステップに 12 月には、子どもの権利条例で「子どもにやさしいまち」をどう創るか——をテーマに、泉南市子どもの権利条例の 10 年に及ぶ取り組みを報告して頂き、研究討議を深めました。

そうこうするうちに今夏、既に国では「こども基本法」および「こども家庭庁設置法」等による「こども基本法制」が成立しています。私たちはかつて、子どもの権利条約に伴う立法として「子どもの権利基本法」の制定を求めてきましたが、しかし実現されることなく四半世紀が経過しました。いまその文脈をも改めて踏まえつつ、この「こども基本法制」を、引き続きローカルの視点から、すなわち地方自治と市民社会の視点から問い直し、これから私たちは「地域・市民社会における子ども支援をどう進めるか」とともに考えていきたいと思えます。

□日 時 2022 年 8 月 20 日(土) 13:30~16:30 (受付 13:00 から)

□会 場 HRC ビル5階ホール(裏面地図参照)およびオンライン配信

□テーマ 「こども基本法制」で何が変わるか？ ローカルの視点から考える

□内 容

基調講演 (仮題)「こども基本法制の成立とその意義をどう捉えるか」

野村 武司 (東京経済大学教授/子どもの権利条約総合研究所副代表)

指定討論 (1)「こども基本法」を精読してみました。

横井 真 (京都市社会福祉協議会 地域支援部部長)

(2)「こども家庭庁設置法」を精読してみました。

田中 文子 (公益社団法人子ども情報研究センター理事)

(3) 地方自治と市民社会の視点から問いかけます。

足立 須香 (一般社団法人ひとことつむぐ代表理事)

質疑と討議

コーディネーター

吉永 省三 (公益社団法人子ども情報研究センター理事)

浜田 進士 (子どもの権利条約総合研究所)

□参加方法・お申込み

①会場参加 定員 30 人：メール・電話・FAX にてお名前・電話番号・会員種別をお知らせ頂きお申込みください。

②オンライン参加 定員 100 人：

右の QR コードより Peatix イベントページにアクセスし、チケット申込み手続きにお進みください。



□参加費 800円（子ども情報研究センター正会員 600円）

会場参加の方は当日受付でお支払いください

□申込締切 8月16日（火）

◆アクセス◆

HRCビル 大阪市港区波除4-1-37

- ・JR環状線「弁天町」駅北口より 600m（徒歩8分）
（エレベーターご利用の場合は「弁天町」駅南口から）
- ・大阪メトロ中央線「弁天町」駅4番出口より 700m（徒歩10分）
- ・休日は、ビル入り口の自動扉が開きません。案内掲示にしたがい、通用口あるいはスロープからお入りください。
- ・車いす用トイレは9Fにあります。多目的トイレ（簡易ベッド付き）は、当ビルにはございません。



- ・入場時にはマスクの着用、手指の消毒、検温にご協力ください。
- ・発熱などの症状のある方は参加をお断りする場合がございます。
- ・咳やのどに痛みがあるなど、体調不良時のご参加はお控えください。

【お問い合わせ】

〒552-0001

大阪市港区波除4丁目1番37号

電話：06-4708-7087

FAX：06-4394-8501

E-mail：kenshu@kojoken.jp

公益社団法人子ども情報研究センター
事務局 中村